

今後のスケジュールについて

資料4

○令和7年1月21日	第2回まちづくり総合戦略会議（過疎計画素案の検討）
○令和7年1月2月上旬～ 12月下旬	パブリックコメント、大阪府と事前協議
○令和8年1月29日	第3回まちづくり総合戦略会議（過疎計画の確定）、大阪府と正式協議
○令和8年3月	3月議会にて計画策定にかかる決議、国へ計画提出

※過疎地域持続的発展市町村計画

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。

第8条7 過疎地域の市町村は、市町村計画を定めようとするときは、当該市町村計画に定める事項のうち、第二項第四号に掲げる事項については、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。